

第84期

定時株主総会 招集ご通知

日時 2026年6月25日（木曜日）午前10時

場所 大阪府河内長野市楠町東1615番地
当社本店4階ホール

（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照
ください。）

目次

▶ 第84期定時株主総会招集ご通知	1
▶ 株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 4名選任の件	
第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件	
▶ 事業報告	14
▶ 連結計算書類	29
▶ 計算書類	31
▶ 監査報告書	33



(証券コード5464)
2026年6月4日

株 主 各 位

本 店 大阪府河内長野市楠町東1615番地
本社事務所 大阪府大阪市中央区難波5丁目1番60号

モリ工業株式会社

代表取締役社長 森 宏 明

第84期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第84期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

(<https://www.mory.co.jp/content/investor/stock/meeting/>)



また、上記の当社ウェブサイトのほか、以下のウェブサイトにも掲載しております。

ネットで招集

(<https://s.srdb.jp/5464/>)



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)



東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順にご選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、3ページの「議決権行使の方法についてのご案内」をご参照のうえ、2026年6月24日（水曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月25日(木曜日) 午前10時
2. 場 所 大阪府河内長野市楠町東1615番地
当社本店4階ホール
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
1. 第84期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第84期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎会社法改正により、電子提供措置事項について前ページに記載の各ウェブサイトへのアクセスのうえご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り書面でお送りすることとなりましたが、**本株主総会においては、株主様の利便性を引き続き考慮し、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしております。**なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、お送りする書面には記載していません。
- ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- したがって、当該書面に記載しております事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査等委員会が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した書類の一部であります。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使の方法についてのご案内

議決権行使の方法は、以下の方法がございます。5ページ以降の株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権の行使方法について

株主総会にご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 2026年6月25日(木曜日) 午前10時

書面にて行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2026年6月24日(水曜日) 午後5時到着

インターネットにて行使の場合



当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスいただき、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2026年6月24日(水曜日) 午後5時まで

詳細は、次ページ「インターネットによる議決権行使のご案内」をご覧ください。

2. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権をご行使される場合は、**2026年6月24日（水曜日）午後5時まで**に、パソコン又はスマートフォン等から当社の指定する議決権行使サイトにアクセスいただき、画面の案内に従ってご行使いただきますようお願いいたします。なお、当日ご出席の場合は、インターネット又は書面による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

QRコードを読み取る方法

スマートフォン等でQRコードを読み取っていただくことで、ログインID・パスワードの入力が不要になります。

1. 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取ってください。



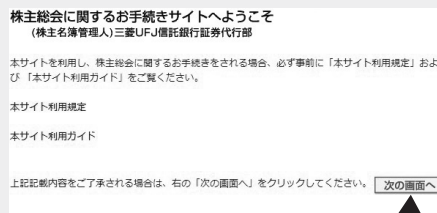
2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ 「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

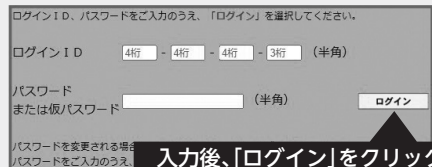
議決権行使サイト
(<https://evote.tr.mufg.jp/>)

1. パソコン又はスマートフォン等から、上記の議決権行使サイトにアクセスしてください。



「次の画面へ」をクリック

2. 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力ください。



入力後、「ログイン」をクリック

3. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

■インターネットによる議決権行使の場合の注意点

- (1) インターネットによる議決権行使は、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。
- (2) パソコン又はスマートフォン等によるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。
- (3) パソコン又はスマートフォン等による、議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は、株主様のご負担となります。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部（ヘルプデスク）
☎ 0120-173-027（通話料無料） 受付時間 午前9時～午後9時

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当事業年度の期末配当につきましては、今後の事業展開及び経営環境を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金 20円 総額 763,832,100円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年6月26日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名全員が任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	もり ひろ あき 森 宏 明 1960年8月27日生 再任	1989年1月 当社入社 1990年4月 モリ金属株式会社 代表取締役社長 1990年6月 当社取締役 1994年6月 当社常務取締役 1996年6月 当社専務取締役 1996年7月 当社代表取締役専務 2000年6月 当社代表取締役社長 2020年6月 当社代表取締役社長 社長執行役員 (現任)	430,922株
<p>【取締役候補者とした理由】 2000年6月より代表取締役社長を務め、長年にわたり企業経営者として当社の企業価値向上に貢献し、当社の経営全般に豊富な経験を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	<p>あさのひろあき 浅野弘明 1955年3月6日生 再任</p>	<p>1980年2月 当社入社 1996年4月 当社東京支店ステンレス部長 2004年6月 株式会社ニットフ 代表取締役社長 2004年7月 当社東京支店長 2010年6月 当社取締役 2014年6月 当社常務取締役 2020年6月 当社取締役 常務執行役員 2023年7月 当社取締役 専務執行役員（現任） 〈担当〉 営業部門担当</p>	42,634株
<p>【取締役候補者とした理由】 これまで東京支店ステンレス部長、東京支店長を歴任し、現在は営業部門担当を務めており、当社における豊富な業務経験、経営全般に関する高い知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			
3	<p>もとやまこういち 元山耕一 1960年10月30日生 再任</p>	<p>1984年4月 当社入社 2009年5月 当社茨城工場長 2012年4月 当社第二製造部長 2014年4月 当社第一製造部長 2016年6月 当社取締役 2020年6月 当社上席執行役員 2021年6月 当社取締役 常務執行役員（現任） 〈担当〉 技術・製造部門担当</p>	31,401株
<p>【取締役候補者とした理由】 これまで茨城工場長、第二製造部長、第一製造部長を歴任し、現在は技術部門及び製造部門担当を務めており、当社における豊富な業務経験、経営全般に関する高い知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	<p style="text-align: center;">にっ た りゅう いち 新 田 竜 一 1967年11月17日生 再任</p>	<p>1990年4月 当社入社 2014年7月 当社東京支店長 2016年4月 当社ステンレス営業部長 2023年10月 当社執行役員OA部長兼人事部長 2025年4月 当社上席執行役員ステンレス資材部長兼人事部長 2025年6月 当社取締役 上席執行役員 2026年4月 当社取締役 常務執行役員（現任） 〈担当〉 管理・資材部門担当</p>	17,752株
<p>【取締役候補者とした理由】 これまで東京支店長、ステンレス営業部長を歴任し、現在は管理部門及び資材部門担当を務めており、当社における豊富な業務経験、経営全般に関する高い知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者が所有する当社株式の数は、2026年3月31日時点のものであり、当社役員持株会における本人持分を含めて記載しております。
3. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金及び訴訟費用等の損害を填補することとしており、候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該契約の内容の概要は後記23ページ記載のとおりであります。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員である取締役奥村輝一、林修一、岩崎泰史及び齋藤友紀の各氏が任期満了となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	おくむらてるかず 奥村輝一 1961年8月10日生 再任	1984年4月 当社入社 2018年4月 当社人事部長 2019年7月 当社総務部長 2021年9月 当社企画室長 2024年6月 当社取締役（常勤監査等委員）（現任）	39,520株
【取締役候補者とした理由】 これまで人事部長、総務部長を歴任し、当社における豊富な業務経験を有していることから、当社の業務執行に対する監査・監督を適切に遂行できるものと判断し、監査等委員である取締役候補者いたしました。			

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の株式の数
2	はやし しゅう いち 林 修 一 1970年11月25日生 再任 社外 独立	2006年 5 月 公認会計士登録 2006年10月 公認会計士・税理士林恭造事務所入 所 2007年 4 月 税理士登録 2008年 3 月 株式会社トータル・プランニング・ サービス 代表取締役社長（現任） 2008年 6 月 当社監査役 2009年 6 月 株式会社大阪第一食糧 社外取締役 2011年 6 月 大阪地下街株式会社 社外監査役 2012年 1 月 林公認会計士事務所 代表（現任） 2013年 3 月 ハンズコンサルティング株式会社 代表取締役社長 2015年11月 株式会社みどりトータル・ヘルス研 究所 監査役（現任） 2016年 6 月 当社取締役（監査等委員）（現任） 2017年11月 株式会社久我 監査役（現任） 2018年11月 富士化学株式会社 監査役（現任） 〈重要な兼職の状況〉 林公認会計士事務所 代表 株式会社トータル・プランニング・サービス 代表 取締役社長 株式会社みどりトータル・ヘルス研究所 監査役 株式会社久我 監査役 富士化学株式会社 監査役	0株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>これまでの企業経営者としての豊富な経験に加え、公認会計士及び税理士としての専門的な知識や経験を有しております。これらを当社の業務執行に対する監査・監督への適切な遂行に活かしていただけるものと期待して、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏の当社監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって10年となります。</p>			

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	<p style="text-align: center;"> <small>い</small> <small>さ</small> <small>た</small> <small>し</small> <small>わ</small> <small>さ</small> <small>い</small> <small>し</small> <small>い</small> <small>さ</small> <small>た</small> <small>し</small> 岩 崎 泰 史 1968年11月10日生 再任 社外 独立 </p>	<p> 1992年10月 センチュリー監査法人入社（現 EY 新日本有限責任監査法人） 1997年 4月 公認会計士登録 1997年 6月 センチュリー監査法人退職 1997年 7月 岩崎泰史公認会計士事務所 代表 （現任） 1997年 8月 税理士登録 2015年 6月 当社監査役 2016年 6月 当社取締役（監査等委員）（現任） 2022年10月 株式会社島津商会 監査役（現任） 2024年 5月 梅田真空包装株式会社 監査役 （現任） 〈重要な兼職の状況〉 岩崎泰史公認会計士事務所 代表 株式会社島津商会 監査役 梅田真空包装株式会社 監査役 </p>	0株
<p> 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 これまで社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士及び税理士としての専門的な知識や経験を有しております。これらを当社の業務執行に対する監査・監督への適切な遂行に活かしていただけるものと期待して、引き続き監査等委員である社外取締役候補者いたしました。なお、同氏の当社監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって10年となります。 </p>			

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	さいとう ゆき 齋藤友紀 1978年11月13日生 再任 社外 独立	2006年10月 弁護士登録 さくら法律事務所 入所 2012年 1月 さくら法律事務所 パートナー就任 (現任) 2015年10月 非常勤裁判官 (家事調停官) 2023年 6月 岩谷産業株式会社 社外取締役 (現任) 2024年 3月 クリヤマホールディングス株式会社 社外取締役 (監査等委員) (現任) 2024年 6月 当社取締役 (監査等委員) (現任) 〈重要な兼職の状況〉 さくら法律事務所 パートナー弁護士 岩谷産業株式会社 社外取締役 クリヤマホールディングス株式会社 社外取締役 (監査等委員)	2,030株
<p>【社外取締役候補者としての理由及び期待される役割の概要】</p> <p>これまで社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門的な知識や経験を有しております。これらを当社の業務執行に対する監査・監督への適切な遂行に活かしていただけるものと期待して、監査等委員である社外取締役候補者となりました。なお、同氏の当社監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 奥村輝一氏及び齋藤友紀氏の所有する当社の株式の数は、2026年3月31日時点のものであり、当社役員持株会における本人持分を含めて記載しております。
3. 林修一氏、岩崎泰史氏及び齋藤友紀氏の各候補者は社外取締役候補者であります。
4. 当社は、林修一氏、岩崎泰史氏及び齋藤友紀氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ており、各氏が再任された場合には、各氏は引き続き独立役員となる予定であります。なお、齋藤友紀氏が所属するさくら法律事務所との間で法律顧問契約を締結しておりますが、過去3年間の平均でその年間取引金額は10百万円未満であり、かつ、さくら法律事務所の年間売上高の1%未満となっております。また、同氏は岩谷産業株式会社の社外取締役に就任しており、同社と当社との間には取引関係がありますが、同氏は両社とも業務執行者ではないため、特別の利害関係を生じさせる懸念は無く、一般株主との利益相反の生ずるおそれは無いものと判断しております。
5. 当社は、林修一氏、岩崎泰史氏及び齋藤友紀氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であり、各氏が再任された場合には、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金及び訴訟費用等の損害を填補することとしており、候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該契約の内容の概要は後記23ページ記載のとおりであります。

【ご参考】 監査等委員である取締役候補者である候補者番号2番 林修一氏の独立性に関する補足説明

1. 選任の理由と期待される役割

同氏は、公認会計士及び税理士の高度な専門知見に加え、財務コンサルティングやデューデリジェンスを業とする企業の代表として、最前線で培われた卓越した経営感覚を有しております。さらに、大規模法人におけるコンプライアンス委員会等の外部委員を歴任し、最新のガバナンス実務にも精通しております。専門家としての「守り」と経営者としての「攻め」の視座を併せ持つ同氏は、厳格な監督のみならず、資本効率を意識した持続的成長を牽引する役割を担っております。

2. 18年間の在任期間と独立性に関する判断

社外監査役として8年間、社外取締役（監査等委員）として10年間の計18年間の在任期間中、同氏は一貫して独立した客観的姿勢を堅持しております。大規模法人の外部委員として最新のガバナンス動向を当社の経営監督に還元する力と、長年の在任で培われた当社事業への深い理解が相まって、表面的な数値確認にとどまらない本質的なリスク予見を可能にしております。当社は、この知見が現状の独立性を損なうものではなく、取締役会の実効性を高める不可欠な要素であると判断しております。

3. 直近の主な活動実績と具体的貢献

取締役会等の重要会議において、同氏は常に事象の本質を突く鋭い質問や自発的な発言を数多く行い、形骸化しない実質的で活発な議論を牽引しております。直近の任期においても以下の具体的成果を上げております。

- **投資規律の強化**：中期経営計画策定において、設備投資が要となる製造業の特性を踏まえ、「成長に向けた資金配分を明確にし、投資と回収の計画・実行に関するPDCAサイクルの視点を厳格に持つべき」と提言。計画の具体性と投資家目線の開示を大幅に向上させました。
- **情報開示の透明性確保**：有価証券報告書において、「各部門の課題に対し具体的な対応策を明示すべき」と指摘。中期経営計画の5つの基本方針と連動した記載へと深化させました。
- **ガバナンスの高度化**：社内規程の策定時、豊富な他社事例を踏まえた助言を行い、実効性の高い内部統制およびコンプライアンス体制の整備を支援しました。
- **取締役会等の活性化**：深い知見をもとに、他の社外役員へ当社課題の本質を共有し、社外役員全体が機能的に監督業務を遂行できる環境を構築しております。

以上より、専門家の視座と経営者の実践的洞察を融合させ、サステナビリティの追求が最大の株主還元につながるという深い洞察に基づき、当社の企業価値向上に多大な寄与をしていることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。

【ご参考】本總會終結後の取締役のスキルマトリックス

氏名	性別	専 門 性 ・ 経 験								
		企 業 経 営	製 造 ・ 技 術 ・ 研 究 開 発	営 業 ・ マーケ ティング	財 務 ・ ファイナンス ・ M & A	I T ・ デジタル	人 事 ・ 労 務 ・ 人 材 開 発	法 務 ・ リスクマネジメント	グロ ーバル 経 験	材 市 料 況
森 宏 明	男性	●	●	○	●		○	○	○	○
浅 野 弘 明	男性	●		●						●
元 山 耕 一	男性	●	●							
新 田 竜 一	男性			●	○	○	●			●
奥 村 輝 一 (常勤監査等委員)	男性						●	●		
林 修 一 (監査等委員)	男性	●			●					
岩 崎 泰 史 (監査等委員)	男性	●			●	●				
齋 藤 友 紀 (監査等委員)	女性						●	●		

- (注) 1. 上記一覧表の●は専門スキルあり、○は部長等の実務経験と相応の知見ありを表しております。
2. 上記一覧表は取締役の有する全ての専門性・経験を表すものではありません。

【ご参考】執行役員の実務経験マトリックス (2026年3月31日現在)

氏名	性別	専 門 性 ・ 経 験								
		企 業 経 営	製 造 ・ 技 術 ・ 研 究 開 発	営 業 ・ マーケ ティング	財 務 ・ ファイナンス ・ M & A	I T ・ デジタル	人 事 ・ 労 務 ・ 人 材 開 発	法 務 ・ リスクマネジメント	グロ ーバル 経 験	材 市 料 況
森 信 司	男性	●	●				○			
竹 谷 佳 久	男性			●						●
北 山 裕 康	男性		●					○		
川 下 健 一	男性	●	●	○			○	●		
河 野 博 光	男性				●		●	●	○	
三 木 信 宏	男性			●						●
宮 下 幸 生	男性		●							
井 本 成 昭	男性			●					○	

- (注) 1. 上記一覧表の●は専門スキルあり、○は部長等の実務経験と相応の知見ありを表しております。
2. 上記一覧表は執行役員の実務経験マトリックスの有する全ての専門性・経験を表すものではありません。
3. 当社では、2020年6月25日より執行役員制度を導入しております。

以 上

第84期 事業報告

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、内需を中心に緩やかな回復が見られたものの、継続的な物価高の影響により、個人消費は概ね横ばいで推移いたしました。海外経済につきましては、中東情勢をはじめとした地政学リスクの高まりや米国の通商政策の影響、中国経済の低迷等により、先行き不透明な状況が続いております。

当社グループが属するステンレス業界では、建設業界における人手不足を背景とした需要の低迷や、安価な輸入材の流入による市況悪化の影響を受け、厳しい事業環境となりました。

このような状況下におきまして、当社グループの当連結会計年度における売上高は432億88百万円（前年同期比6.2%減）となりました。前年に比べ販売数量の減少により、売上高は減少しております。また収益面におきましては、人件費や諸経費の増加等により、営業利益は43億78百万円（前年同期比18.9%減）となりました。受取配当金の増加や為替差益の発生により、経常利益は48億79百万円（前年同期比14.7%減）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、33億58百万円（前年同期比18.6%減）となりました。

セグメント別の状況

(日本)

日本事業の売上高は414億83百万円（前年同期比5.8%減）、セグメント営業利益は43億49百万円（前年同期比18.5%減）となりました。製品部門別の売上高は以下のとおりです。

ステンレス管部門は、前年同期と比べて自動車用の販売数量は若干減少しました。また、配管用と装飾管用については、製品価格の下落や販売数量の減少の影響を受け、当部門の売上高は245億21百万円（前年同期比4.1%減）となりました。

ステンレス条鋼部門は、前年同期と比べて販売数量が大幅に減少したことにより、売上高は98億29百万円（前年同期比11.6%減）となりました。

ステンレス加工品部門は、給湯器用フレキ管の販売が回復しましたが、他の加工品の販売が減少したため、売上高は9億63百万円（前年同期比4.1%減）となりました。

鋼管部門は、前年同期と比べ建設仮設材用を中心に販売数量は回復しましたが、製品価格が下落したため、売上高は55億8百万円（前年同期比3.0%減）となりました。

機械部門は、前年同期に比べ販売台数が減少したため、売上高は6億61百万円（前年同期比2.8%減）となりました。

（インドネシア）

インドネシア事業は、二輪完成車の販売市況は好調に推移しましたが、二輪用は客先の一部が内製化を開始したため、販売数量が減少しました。四輪完成車の販売市況は内需の冷え込みによる購買力の低下やローン審査の厳格化等により低迷したため、四輪用の販売数量は大幅に減少し、売上高は18億4百万円（前年同期比14.0%減）となりました。販売数量の大幅な減少と販売価格の下落が影響し、セグメント営業利益は28百万円（前年同期比50.0%減）となりました。

セグメント・製品部門別売上高

区 分	金 額	構 成 比	前連結会計年度増減率
	百万円	%	%
日 本			
ステンレス管	24,521	56.7	△4.1
ステンレス条鋼	9,829	22.7	△11.6
ステンレス加工品	963	2.2	△4.1
鋼 管	5,508	12.7	△3.0
機 械	661	1.5	△2.8
インドネシア	1,804	4.2	△14.0
合 計	43,288	100.0	△6.2

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

（2）設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の額は、22億6百万円であります。主なものといたしましては、ステンレス管及びステンレス条鋼製造設備の改修であります。

（3）資金調達の状況

当連結会計年度中は、特記すべき資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

翌連結会計年度においては、長引くウクライナ情勢に加え、中東情勢の悪化により、外部環境は不安定で企業経営には厳しい状態になると思われます。特に中東情勢は仮に戦闘終結の合意が結ばれたとしても、破壊されたエネルギー関連施設の復興には相当の時間がかかることが予想され、国内の燃料やナフサなど様々な物資の不足が想定されます。エネルギー価格や材料コスト、物流費の上昇が予想されるため、人手不足などの要因も含め、さらに経済活動の停滞が予想される状況です。

当社グループとしては、このような状況下、より効率的な生産体制を確立するための投資に注力するとともに、環境規制や高度情報化社会など、新しい課題の解決に貢献する技術の向上と従来の人事制度の見直しに着手し、人的資本経営にも取り組んでいく所存であります。

翌連結会計年度において、当社グループは、実需の回復は望めず、販売数量はほぼ横ばいを予想しております。材料価格は上昇が見込まれるため、販売価格への転嫁が必須となり、また、人件費や運送費に加え、梱包材などの副資材の価格上昇も見込まれます。その結果、通期の連結業績は前年比で若干の増収減益を予想いたします。但し、今後の中東情勢いかんによって、経済環境が激変する可能性もあり、その場合には速やかに予想を修正いたします。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区分	期別	第 81 期	第 82 期	第 83 期	第 84 期 (当連結会計年度)
		2022年4月1日から 2023年3月31日まで	2023年4月1日から 2024年3月31日まで	2024年4月1日から 2025年3月31日まで	2025年4月1日から 2026年3月31日まで
売上高 (百万円)		48,712	47,898	46,141	43,288
経常利益 (百万円)		7,177	6,393	5,722	4,879
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)		5,290	4,519	4,128	3,358
1株当たり当期純利益		136円26銭	116円41銭	106円95銭	88円37銭
総資産 (百万円)		65,761	70,304	69,842	72,659
純資産 (百万円)		50,732	54,605	55,572	58,554
1株当たり純資産		1,305円48銭	1,405円25銭	1,462円20銭	1,540円24銭

- (注) 1. 記載金額はそれぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。また、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数については、自己株式数控除後の株式数を用いております。
 3. 2025年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。第81期の期首に当該分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区分	期別	第 81 期	第 82 期	第 83 期	第84期 (当期)
		2022年4月1日から 2023年3月31日まで	2023年4月1日から 2024年3月31日まで	2024年4月1日から 2025年3月31日まで	2025年4月1日から 2026年3月31日まで
売上高 (百万円)		46,357	45,525	44,042	41,483
経常利益 (百万円)		7,061	6,317	5,779	5,031
当期純利益 (百万円)		4,996	4,482	4,154	3,498
1株当たり当期純利益		128円69銭	115円46銭	107円63銭	92円3銭
総資産 (百万円)		63,087	67,372	67,259	69,479
純資産 (百万円)		48,860	52,325	53,470	56,041
1株当たり純資産		1,258円49銭	1,348円00銭	1,408円35銭	1,475円70銭

- (注) 1. 記載金額はそれぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。また、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数については、自己株式数控除後の株式数を用いております。
3. 2025年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。第81期の期首に当該分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況 (2026年3月31日現在)

① 親会社との関係

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
モリ金属株式会社	340 <small>百万円</small>	100.0 %	ステンレス管及びその加工品の製造
関東モリ工業株式会社	340 <small>百万円</small>	100.0	ステンレス管及びその加工品の製造
PT.MORY INDUSTRIES INDONESIA	17 <small>百万USD</small>	95.4	ステンレス管の製造・販売

- (注) 1. 当社の連結子会社は上記3社であります。
2. 関東モリ工業株式会社は、当社が100%出資しておりますモリ金属株式会社の100%出資子会社であり、関東モリ工業株式会社に対する当社の出資比率は全て間接所有となっております。

③ 特定完全子会社の状況

該当する事項はありません。

(7) 主要な事業内容（2026年3月31日現在）

当社グループはステンレス管、ステンレス条鋼、ステンレス加工品、鋼管、機械の製造・販売を主な事業としております。

(8) 主要な営業所及び工場（2026年3月31日現在）

会社名	名称	所在地
モリ工業株式会社	本店	大阪府河内長野市
	本社事務所	大阪市中央区
	東京支店	東京都中央区
	名古屋支店	名古屋市熱田区
	埼玉営業所	埼玉県狭山市
	新潟営業所	新潟県三条市
	中四国営業所	広島市東区
	福岡営業所	福岡県糟屋郡
	河内長野工場	大阪府河内長野市
	美原工場	大阪府堺市美原区
	泉大津工場	大阪府泉大津市
モリ金属株式会社	本店	大阪府河内長野市
関東モリ工業株式会社	本店	埼玉県狭山市
	茨城工場	茨城県常総市
PT.MORY INDUSTRIES INDONESIA	本店	インドネシア西ジャワ州

(9) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
695 名	15 名増

(注) 従業員数には臨時従業員を含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
523 名	11 名増	38.5 歳	17.0 年

(注) 従業員数は就業人員であり、他社への出向者及び臨時従業員を含んでおりません。

(10) 主要な借入先 (2026年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	1,000 百万円
株式会社りそな銀行	550
株式会社京都銀行	150
株式会社三井住友銀行	150
日本生命保険相互会社	100
大同生命保険株式会社	20

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 会社の株式に関する事項（2026年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 150,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 38,191,605株（自己株式 640,295株を除く。）
 (3) 株主数 9,597名
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,745 ^{千株}	7.19 %
光 通 信 KK 投 資 事 業 有 限 責 任 組 合	2,317	6.07
森 明 信	2,209	5.79
大 同 生 命 保 険 株 式 会 社	2,200	5.76
INTERACTIVE BROKERS LLC	1,969	5.16
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,393	3.65
株 式 会 社 り そ な 銀 行	1,342	3.51
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	1,338	3.50
公 益 財 団 法 人 森 教 育 振 興 会	1,235	3.24
阪 和 興 業 株 式 会 社	1,166	3.05

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は自己株式（640,295株）を控除して計算しております。なお、当該自己株式には役員株式報酬制度BIP信託が保有する当社株式（215,370株）は含んでおりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

区分		株式数	交付対象者
取締役 (監査等委員を除く。)	取締役 (社外取締役を除く。)	5,235株	1名
	社外取締役	—	—
取締役 (監査等委員)	取締役 (社外取締役を除く。)	—	—
	社外取締役	—	—

- (注) 1. 当社は、株式報酬制度を導入しており、制度の概要については、3.(3)「①役員の個人別の報酬等の額又はその算定方法に関する方針に関する事項」に記載しております。
 2. 社外取締役及び監査等委員である取締役は、株式報酬制度の対象としておりません。
 3. 上記は、2025年6月25日開催の第83期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任した取締役に対して交付された株式であります。

(6) その他株式に関する重要な事項

2025年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行ったことにより、発行可能株式の総数が120,000,000株増加しております。

(7) 自己株式の取得

・ 単元未満株式の買取りによる自己株式の取得	
普通株式	20株
取得価額の総額	19,220円

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2026年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	森 宏 明	社長執行役員
取 締 役	浅 野 弘 明	専務執行役員 営業部門担当
取 締 役	元 山 耕 一	常務執行役員 技術・製造部門担当
取 締 役	新 田 竜 一	上席執行役員 管理・資材部門担当
取締役（常勤監査等委員）	奥 村 輝 一	
取締役（監査等委員）	林 修 一	林公認会計士事務所 代表 株式会社トータル・プランニング・サービス 代表取締役社長 株式会社みどりトータル・ヘルス研究所 監査役 株式会社久我 監査役 富士化学株式会社 監査役
取締役（監査等委員）	岩 崎 泰 史	岩崎泰史公認会計士事務所 代表 株式会社島津商会 監査役 梅田真空包装株式会社 監査役
取締役（監査等委員）	齋 藤 友 紀	さくら法律事務所 パートナー弁護士 岩谷産業株式会社 社外取締役 フリヤマホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 取締役（監査等委員）林修一氏、岩崎泰史氏及び齋藤友紀氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 取締役（監査等委員）林修一氏及び岩崎泰史氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く。）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連帯を可能にするため、奥村輝一氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 2025年6月25日開催の第83期定時株主総会終結の時をもって、中西正人氏は任期満了により取締役を退任いたしました。
5. 取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
上 席 執 行 役 員	森 信 司	関東モリ工業株式会社 代表取締役社長
上 席 執 行 役 員	竹 谷 佳 久	鋼管資材部長・鋼管営業担当
上 席 執 行 役 員	北 山 裕 康	生産管理部長
上 席 執 行 役 員	川 下 健 一	第一製造部長・海外担当
上 席 執 行 役 員	河 野 博 光	管理部長
上 席 執 行 役 員	三 木 信 宏	ステンレス営業部長
執 行 役 員	宮 下 幸 生	設備部長
執 行 役 員	井 本 成 昭	東京支店長

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、取締役の経営判断の誤りや従業員の不可抗力等による会社の損害、取締役の管理義務違反などに対する株主代表訴訟や第三者提訴による諸費用や損害賠償金などの損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役、執行役員及び従業員等（過去の役員や相続人等も含む。）であり、取締役会での決議を条件に全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(3) 当事業年度に係る役員の報酬等

① 役員の個人別の報酬等の額又はその算定方法に関する方針に関する事項

当社は役員の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を取締役会で決議することにより定めております。

（基本報酬）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等につきましては、株主総会で決議した報酬限度額の範囲内で、役員報酬規程に則り、各取締役の役位並びに企業業績等を勘案して、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとなるよう、取締役会の委任を受けた管理部門担当取締役及び監査等委員である取締役の協議により決定しております。

監査等委員である取締役の報酬につきましては、株主総会で決議した報酬限度額の範囲内で監査等委員会で協議・決定しております。

（株式報酬）

業務執行取締役を対象として、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的とし、株式報酬規程を定めております。株主総会で決議した上限拋出額及び株式数の範囲内で、各取締役の役位並びに当該事業年度の業績への達成度を勘案したうえで、退任時に交付を受ける株式報酬です。

② 当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名に対しては、年2億50百万円以内（2020年6月25日決議）であります。監査等委員である取締役4名に対しては、年50百万円以内（2019年6月26日決議）であります。

また、上記報酬の限度額とは別枠で、当社の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く。）及び執行役員（国内非居住者を除く。）を対象に、当社株式を報酬として交付する株式報酬制度を導入（2024年6月26日決議）しております。その報酬等

限度額は2025年3月31日で終了する事業年度から2027年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度を対象として、当社が拠出する金員の上限を3億51百万円、交付する当社株式等の総数の上限は270,000株であります。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名であります。また、執行役員を含めた対象となる取締役等の員数は12名であります。

なお、当社は2025年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合をもって株式分割を行っており、上記の株式数は当該株式分割後の株式数を記載しております。

③ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任を受けた管理部門担当取締役上席執行役員新田竜一、監査等委員である取締役奥村輝一、林修一、岩崎泰史及び齋藤友紀の各氏の協議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は、役員報酬規程及び株式報酬規程の基準額の妥当性の検証、功労加算の妥当性の検証であり、これらの権限を委任した理由は、当社を取り巻く環境、当社の経営状況等を熟知し、総合的に役員の報酬額を決定できると判断したためであります。また取締役会は、当該権限が適切に行使されるよう監視いたします。

これらの手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであり、相当であると判断しております。

④ 報酬の体系

当社の役員報酬の基本報酬及び株式報酬は、業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等により構成されております。業績連動報酬以外の報酬は、各取締役の役位によって報酬額を決定しております。業績連動報酬は、事業年度毎の業績向上に対する意識を高めるため、金銭報酬については経常利益の予想額により、非金銭報酬については営業利益の達成率により支給率を決定しており、その支給率より報酬額を算出しております。

なお、当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標は経常利益48億円（2025年5月9日発表）であり、実績は経常利益48億円でありました。非金銭報酬に係る指標の目標は連結営業利益46億円（2025年5月9日発表）であり、実績は連結営業利益43億円でありました。

⑤ 事業年度における当社の役員の報酬等の額の決定過程

当社の役員の報酬は、株主総会後の7月から翌年6月までを1期間としております。管理部門担当取締役と監査等委員である取締役は、毎年6月までに、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の妥当性を協議いたします。

業績連動報酬以外の報酬は、各取締役の役位の金額が妥当かどうかを検証します。

業績連動報酬は、その決定プロセスを検証します。

⑥ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の総数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役 (監査等委員を除く。)	170	103	40	27	5
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	34 (19)	25 (14)	9 (5)	— (—)	4 (3)

- (注) 1. 当事業年度末現在の人員は、取締役 (監査等委員を除く。) 4名、取締役 (監査等委員) 4名であります。上記の支給人員と相違しているのは、2025年6月25日開催の第83期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 1名を含んでいるからであります。
2. 上記の非金銭報酬の額には、報酬の対象期間に応じて、複数年にわたって費用を計上する株式報酬制度であります役員株式報酬BIP信託の当事業年度の費用計上額が含まれております。当事業年度における費用計上額は、取締役 (監査等委員を除く。) 4名27百万円であります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	兼 職 状 況
取 締 役 (監査等委員)	林 修 一	林公認会計士事務所 代表 株式会社トータル・プランニング・サービス 代表取締役社長 株式会社みどりトータル・ヘルス研究所 監査役 株式会社久我 監査役 富士化学株式会社 監査役
取 締 役 (監査等委員)	岩 崎 泰 史	岩崎泰史公認会計士事務所 代表 株式会社島津商会 監査役 梅田真空包装株式会社 監査役
取 締 役 (監査等委員)	齋 藤 友 紀	さくら法律事務所 パートナー弁護士 岩谷産業株式会社 社外取締役 クリヤマホールディングス株式会社 社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 林修一氏、岩崎泰史氏が兼職している他の法人等と当社の間には重要な取引その他の関係はありません。
2. 取締役 (監査等委員) 齋藤友紀氏が所属しているさくら法律事務所と当社は法律顧問契約を締結しており、過去3年間の平均でその年間取引金額は10百万円未満であり、かつ、さくら法律事務所の年間売上高の1%未満となっております。また、同氏は岩谷産業株式会社の社外取締役に就任しており、同社と当社との間には取引関係がありますが、同氏は両社とも業務執行者ではないため、特別の利害関係を生じさせる懸念は無く、一般株主との利益相反の生ずるおそれは無いものと判断しております。なお、同氏が兼職している他の法人等と当社の間には重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況と役割
取締役 (監査等委員)	林 修 一	当事業年度開催の取締役会15回全てに出席し、また、監査等委員会15回全てに出席し、主に公認会計士及び税理士としての専門的見地からの発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	岩 崎 泰 史	当事業年度開催の取締役会15回全てに出席し、また、監査等委員会15回全てに出席し、主に公認会計士及び税理士としての専門的見地からの発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	齋 藤 友 紀	当事業年度開催の取締役会15回全てに出席し、また、監査等委員会15回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。

③ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

当社の経営の方針・経営戦略について、それぞれの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図るための助言等を行うことを期待しており、その役割を果たしております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（監査等委員）林修一氏、岩崎泰史氏及び齋藤友紀氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	報 酬 額
① 当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	34 百万円
② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34

- (注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の報酬の前提となっている監査計画の方針・内容、見積りの算出根拠等を確認し、当該内容について社内関係部署から必要な報告を受け、検証した結果、当社の会計監査を実施するうえでいずれも妥当なものであると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、PT.MORY INDUSTRIES INDONESIAは、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会社法第340条第1項各号に定める事由に該当することなどにより計算関係書類の監査に重大な支障が生じることが合理的に予想されるときは、監査等委員会は、全員の同意をもって会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の職務遂行体制、監査能力、専門性等が当社にとって不十分であると判断したとき、又は会計監査人を交代することにより当社にとってより適切な監査体制の整備が可能であると判断したときは、監査等委員会は、会計監査人の不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目 (資 産 の 部)	金 額	科 目 (負 債 の 部)	金 額
流 動 資 産	41,490	流 動 負 債	10,516
現金及び預金	15,926	支払手形及び買掛金	2,072
受取手形及び売掛金	7,562	電子記録債務	4,572
電子記録債権	6,132	短期借入金	500
有価証券	199	1年内返済予定の長期借入金	170
棚卸資産	11,496	リース債務	6
その他	187	未払法人税等	743
貸倒引当金	△ 14	賞与引当金	409
固 定 資 産	31,169	その他	2,042
有 形 固 定 資 産	17,390	固 定 負 債	3,587
建物及び構築物	3,421	長期借入金	1,300
機械装置及び運搬具	4,754	繰延税金負債	1,517
工具、器具及び備品	151	リース債務	9
土地	8,101	役員株式報酬引当金	99
リース資産	16	退職給付に係る負債	152
建設仮勘定	945	その他	508
無 形 固 定 資 産	141	負 債 合 計	14,104
その他	141	(純資産の部)	
投資その他の資産	13,637	株 主 資 本	54,734
投資有価証券	9,028	資 本 金	7,360
長期貸付金	15	資 本 剰 余 金	7,149
退職給付に係る資産	2,314	利 益 剰 余 金	41,016
その他	2,286	自 己 株 式	△ 791
貸倒引当金	△ 8	その他の包括利益累計額	3,758
資 産 合 計	72,659	その他有価証券評価差額金	2,200
		為替換算調整勘定	1,058
		退職給付に係る調整累計額	498
		非 支 配 株 主 持 分	61
		純 資 産 合 計	58,554
		負 債 純 資 産 合 計	72,659

連結損益計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上高		43,288
売上原価		32,887
売上総利益		10,400
販売費及び一般管理費		6,022
営業利益		4,378
営業外収益		
受取利息	51	
受取配当金	170	
持分法による投資利益	211	
為替差益	38	
その他	69	541
営業外費用		
支払利息	27	
その他	12	39
経常利益		4,879
特別利益		
投資有価証券売却益	0	0
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	7	8
税金等調整前当期純利益		4,872
法人税、住民税及び事業税	1,501	
法人税等調整額	12	1,514
当期純利益		3,358
非支配株主に帰属する当期純損失(△)		△ 0
親会社株主に帰属する当期純利益		3,358

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目 (資 産 の 部)	金 額	科 目 (負 債 の 部)	金 額
流 動 資 産	40,739	流 動 負 債	10,245
現金及び預金	15,514	電子記録債権	4,533
受取手形	159	買掛金	1,975
電子記録債権	6,132	短期借入金	500
売掛金	7,132	1年内返済予定の長期借入金	170
有価証券	199	未払金	546
棚卸資産	11,028	未払費用	915
前払費用	69	未払法人税等	738
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	409	前受金	0
未収金	91	預り金	58
その他の金	16	賞与引当金	367
貸倒引当金	△ 13	未払消費税等	119
固 定 資 産	28,739	その他の	320
有 形 固 定 資 産	14,499	固 定 負 債	3,192
建物	2,670	長期借入金	1,300
構築物	206	繰延税金負債	1,158
機械及び装置	4,476	退職給付引当金	163
車両運搬具	6	役員株式報酬引当金	99
工具、器具及び備品	141	資産除去債務	170
土地	6,173	その他の	300
建設仮勘定	825	負 債 合 計	13,437
無 形 固 定 資 産	127	(純資産の部)	
その他の	127	株 主 資 本	53,840
投資その他の資産	14,112	資本	7,360
投資有価証券	8,230	資本剰余金	7,151
関係会社株式	944	資本準備金	7,705
出資	0	その他資本剰余金	△ 553
長期貸付金	15	利 益 剰 余 金	40,120
関係会社長期貸付金	1,220	利益準備金	901
長期前払費用	0	その他利益剰余金	39,218
前払年金費用	1,435	繰越利益剰余金	39,218
保険積立金	1,638	自 己 株 式	△ 791
その他の金	636	評価・換算差額等	2,200
貸倒引当金	△ 8	その他有価証券評価差額金	2,200
資 産 合 計	69,479	純 資 産 合 計	56,041
		負 債 純 資 産 合 計	69,479

損益計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売 上 高		41,483
売 上 原 価		31,191
売 上 総 利 益		10,291
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,885
営 業 利 益		4,406
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	64	
受 取 配 当 金	365	
為 替 差 益	52	
受 取 賃 貸 料	277	
そ の 他	88	848
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	26	
減 価 償 却 費	173	
不 動 産 賃 貸 費 用	18	
そ の 他	4	223
経 常 利 益		5,031
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	0	0
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	0	
固 定 資 産 除 却 損	7	8
税 引 前 当 期 純 利 益		5,024
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,500	
法 人 税 等 調 整 額	26	1,526
当 期 純 利 益		3,498

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月25日

モリ工業株式会社
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 村上和久

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩田英里子

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、モリ工業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、モリ工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2026年5月25日

モリ工業株式会社
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 村上 和久
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岩田 英里子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、モリ工業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第84期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第84期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月29日

モリ工業株式会社 監査等委員会

監査等委員	奥村輝一	Ⓔ
監査等委員	林修一	Ⓔ
監査等委員	岩崎泰史	Ⓔ
監査等委員	齋藤友紀	Ⓔ

(注) 監査等委員林修一、岩崎泰史及び齋藤友紀は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主総会会場 ご案内図

日時 2026年6月25日(木曜日) 午前10時

場所 大阪府河内長野市楠町東1615番地
当社本店 4階ホール



交通のご案内

南海高野線「千代田駅」より 徒歩約3分

※南海高野線難波駅から千代田駅の乗車時間は、急行・区間急行で約35分です。

なお、急行をご利用の場合は、北野田駅又は金剛駅にて各停にお乗り換えください。